

別表1(第3条、第8条関係)

1 対象事業		2	3	4	5	6	7	8	9
細事業	内容	事業実施主体	補助対象経費	間接補助率	間接交付主体	補助率	限度額 (補助金)	重要な 変更	その他
発展・成長 タイプ(一 般)	すいかや白ねぎ等 の主力産地を維 持、発展させるた めにJA等が緊急的 に導入、普及する 機械や簡易な施設 の整備、農作業の 環境改善に資する 機械・施設の整備 及び産地づくり に必要な農家等に 対する啓発、研修 活動、実証ほの設 置等	JA、JA生産部 (広域)、全農	(1) 主要園芸品目に係る農作業用共同機械(リースを含む)、簡易な出荷調整機 械、集出荷施設の改良、パイプハウス(リースを含む)の導入に要する経費 (2) 主力産地づくりに必要な経費(資材費、灌水設備等) (3) 農家等に対する啓発、実証ほの設置、販路開拓に要する経費等 ※トラクター、軽トラック等車両、農業以外に利用可能な汎用性のある機械及び建 物は除く ※パイプハウスの導入にあたっては鳥取型低コストハウスの導入に努めることとす る ※農業用井戸の設置工事費等は次の取扱とする ・工事の結果、水が出ない等井戸として利用できない場合は、事業対象外とし、 全額自己負担とする ・井戸を掘る際の調査委託業務(工事とは別)も事業対象とするが、調査ボーリ ングは1回のみ対象とする ・調査委託業務による調査ボーリングで、水が出ない等の結果となった場合もそ の費用は事業対象とする	1/2 又は 第6欄の率 (複数市町村 にまたがる場 合)	市町村	1/3	20,000千円/JA(生産部含 む) ※パイプハウス導入にお ける間接補助対象経費の限 度額は以下とする (1) ハウス面積240㎡未満 耐雪型:13,200円/㎡、 通常型:11,200円/㎡ (2) ハウス面積240㎡以上 ~300㎡未満 耐雪型:12,400円/㎡、 通常型:10,400円/㎡ (3) ハウス面積300㎡以上 耐雪型:11,600円/㎡、 通常型:9,900円/㎡ ※農業用井戸の設置にお ける間接補助対象経費の限 度額は2,000千円/本とする	補助金 の増額	パイプハウ ス等の農業 保険法(昭 和22年法 律第185 号)に基づ く園芸施設 共済の加入 対象となる 施設を導入 した農業者 は園芸施設 共済又は民 間の建物共 済や、損害 補償保険等 (天災に対 する補償を 必須とす る。)に加入 するものと する。 ・国の産地 生産基盤パ ワーアップ 事業(以下 「国事業」 という。)の 対象となる 場合は、優 先して国事 業を活用し なければな らない。
発展・成長 タイプ(全 農広域)	必要の農家等に 対する啓発、研修 活動、実証ほの設 置等	全農 ※複数市町村 にまたがる広域 の取組の場合				1/3			
新たな特産 物育成タイ プ(一般)	中山間地域等で、 地域の特色を活か した特産物を育成 する試行的な取組 等	生産組織、農業 法人、市町村公 社等 (認定新規就農 者は除く) ※生産組織は、 2戸以上の販売 農家とする	(1) 野菜・花き・果樹の生産体制づくり、販売を目的とした新たな特産物の育成に 必要な経費 ・パイプハウス(リース含む)、生産に必要な機械・施設の整備(リースを含む)、 果樹の苗木、果樹棚(梨、ぶどうは除く)等 (2) 新技術・新品種の試作、農作業受委託の新たな仕組みづくりに必要な経費 ・温暖化等の気象変化に対応した強い産地づくりに要する経費 ・新たに取組み排水対策に必要な機械の整備、農作業受委託体制の仕組みづ くり等 イ 地域を支える担い手農家育成に係る経費 ・新規園芸品目等の導入・拡大に必要な機械・施設の整備等 ただし、他事業と一体的に実施する新たな取組で他事業を活用できない場合 に限る ウ 稲作農業者の新たな園芸品目導入・拡大に要する経費 ・新規園芸品目等の生産に必要な機械・施設の整備等 (3) 農産加工品等の試作に要する経費 ・直売等に要する加工機器、パッケージの試作等 (4) 加工・業務用野菜の推進に要する経費 ・品種・機械選定のための実証ほの設置等 ・低コスト輸送の試験、加工適性の確認等 ・生産者に対する研修会経費(視察、調査、専門家の招聘等)に係る旅費・謝 金、使用料、業務委託費等 (5) 木質バイオマスを活用した保温栽培の生産体制づくりに要する経費 ・機械整備(リース含む)、旅費、謝金等 (6) 特産物を栽培する際の自己所有の耕作放棄地の再生等に要する経費 ・障害物除去、整地、深耕、簡易な土壌改良や基盤整備等 (7) 特産物の育成に必要な視察、調査、専門家の招聘に要する経費 ・旅費、謝金等 ※原則、他事業が活用できる経費及び食糧費は除く。 ※トラクター、軽トラック等車両、農業以外に利用可能な汎用性のある機械及び建 物は除く。ただし、排水対策等の農作業受委託の新たな仕組みづくりに必要な機械 は対象とする。 ※パイプハウスの導入にあたっては鳥取型低コストハウスの導入に努めることとす る。 ※農業用井戸の設置工事費等は次の取扱とする。 ・工事の結果、水が出ない等井戸として利用できない場合は、事業対象外とし、 全額自己負担とする ・井戸を掘る際の調査委託業務(工事とは別)も事業対象とするが、調査ボーリ ングは1回のみ対象とする ・調査委託業務による調査ボーリングで、水が出ない等の結果となった場合もそ の費用は事業対象とする	1/2 又は 第6欄の率 (居住地と営 農地が異なり 、市町村負 担が明確に 区分できない 等のやむを 得ない理由 がある場合に 限り、市町村 負担を任意と することを認 める)	市町村	1/3	最長2年間合計で2,500千 円/事業実施主体 ※パイプハウス導入にお ける間接補助対象経費の限 度額は以下とする (1) ハウス面積240㎡未満 耐雪型:13,200円/㎡、 通常型:11,200円/㎡ (2) ハウス面積240㎡以上 ~300㎡未満 耐雪型:12,400円/㎡、 通常型:10,400円/㎡ (3) ハウス面積300㎡以上 耐雪型:11,600円/㎡、 通常型:9,900円/㎡ ※農業用井戸の設置にお ける間接補助対象経費の限 度額は2,000千円/事業実 施主体とする		
新たな特産 物育成タイ プ(広域 等)		広域生産組織 等	(8) 上記(1)~(7)に準じる。 ※広域とは、複数市町村の農業者等からなる組織の場合又は一つの組織等が複 数市町村にまたがる取組を実施する場合とする。			1/3			
		広域生産組織、 JA、全農	(9) 広域で加工・業務用野菜の推進に要する経費 ・上記(4)に準じる (10) 新たな育苗体制、農作業受委託等の広域の仕組みづくりの検討に要する経費 ・管理委託料、機械・施設の導入に要する経費、種苗費、資材費等 ※(9)及び(10)にあつては、市町村をまたがって活動する取組に限る。			1/3			
軽労化支 援タイプ	軽労化や効率化 により作業性を改 善し、生産性を向 上させることを目 的とした取組を推 進	生産組織、農業 法人、市町村公 社等、JA、全農 等 ※生産組織は、 2戸以上の販売 農家とする	(1) 軽労化や効率化により作業性を改善するために要する経費 ・無動力のアシストスーツ等 ※以下の取組は補助対象外 ・鉄製からアルミ製等への器具(梯子等)、機械の更新 ・汎用性のある器具、機械(電動はさみ、携帯、PC、トラック等) ・スマート農業社会実装加速化総合支援事業が対象とする機械 等	1/2 又は 第6欄の率 (複数市町村 にまたがる場 合)	市町村	1/3	1,000千円/事業実施主体 (間接補助対象経費の限度 額は50千円/人)		
新技術導 入モデル 支援タイプ	とっとり農業イ ノベーション連絡協 議会等において提 案、開発された新 技術のモデル的取 組を推進	生産組織、JA、 大学等 ※生産組織は、 2戸以上の販売 農家とする	・とっとり農業イノベーション連絡協議会等において提案、開発された新技術のモ デル的取組に要する経費(資材費、機械、器具、使用料、業務委託費等)			10/10	500千円/事業実施主体		
新規病害 虫等防除 技術実証 タイプ	新規病害虫等によ る被害の拡大抑制 のため、関係者が 連携して取り組む 緊急防除対策の 実証	農業者、法人、 生産組織、JA等 ※生産組織は、 2戸以上の販売 農家とする	新規病害虫等が確認機関(JA、病害虫防除所、農業改良普及所等)によって確認 された場合等において、被害の拡大抑制のために対象農家が行う緊急防除対策 等に必要経費(土壌消毒、微生物資材、生育期防除、被覆資材費、委託料等)	1/2 又は 第6欄の率 (複数市町村 にまたがる場 合)	市町村	1/3	間接補助対象経費の限度 額は以下のとおりとする。 (1) 土壌消毒:86千円/10a		